② 平成22年度以降（過去15年間）に「農地の区画整理工事、又は土工事」（規模は問わない。）の施工経験を有する者であること。

（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ただし、当該工事の契約期間と従事期間が異なる場合は、現場施工期間の１／２以上又は１年以上の期間の経験を有していること。

現場施工期間とは契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 令和７年９月29日より、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。

⑺ 入札説明書に示す内容に対する技術提案等（以下「技術提案」という。）についての技術的所見が適正であること。

⑻ 申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼ 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である北陸農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 企業評価

③ 技術提案

⑵ 総合評価の方法

① 標準点を100点とし、施工体制評価点の最高点を30点、加算点の最高点を50点とする。

② 施工体制評価点の算出方法は、ヒアリング等により、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③ 加算点の算出方法は、⑴の評価項目（企業評価、技術提案）について評価した結果、得られた評価点の合計値に加算最高点50点／評価最高点54点を乗じた値をもって加算点とする。

④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。

⑤ 施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。

⑶ 落札者の決定方法

① 入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のア及びイのとおりとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、ア及びイを満足し、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② ①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、入札説明書のとおり予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

④ 同一の技術者のみを重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定に当たり、先に落札者となった工事の入札参加者は、後の工事の入札を辞退するものとする（入札説明書により配置予定技術者の兼務を認めている場合を除く。）。

なお、落札者の決定に当たっては、開札状況等により開札順とならない場合がある。

⑷ 評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工し、工事完成後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、次の措置を講ずる。（詳細は入札説明書による。）

① 工事成績評定点の減点措置

② 違約金の徴収

４　入札手続等

⑴ 担当部局：〒920―8566 石川県金沢市広坂２―２―60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局会計課事業経理調整係　電話076―263―2161　内線3144

⑵ 入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札方式により交付する。

① 交付期間：別表１の①に示す日時

② 交付場所：〒920―8566 石川県金沢市広坂２―２―60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局農村振興部設計課技術審査係　電話076―263―2161　内線3523

③ その他：ＣＤ―Ｒ等による交付方法を希望する場合は、あらかじめその旨を②の場所へ申出るものとし、ＣＤ―Ｒ等を持参すること。返信用封筒及びＣＤ―Ｒ等を用意した場合においては、郵送（書留郵便等に限る。）又は託送（配達記録が残るものに限る。）も受け付ける。なお、交付は無料とする。

⑶ 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：申請書は、別表１の②に示す日時。確認資料は、別表１の③に示す日時。

② 提出場所：⑵の②に同じ。

③ その他：電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は⑵の②へ持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）するものとする。

④ 申請書の作成及び提出に当たっては、⑵により入札説明書（申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑤ ④以外の方法で入手した入札説明書をもとに作成及び提出した申請書は受け付けない。